

地方公共団体等と連携して申請すると

テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用の許可基準を緩和します

長野県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様に支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和しています。



屋代駅前商店街（千曲市）

緊急措置のポイント

内容	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業</u>であること ② <u>「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着</u>に対応すること ③ テイクアウト、テラス営業等のための<u>仮設施設の設置</u>であること ④ <u>施設付近の清掃等</u>にご協力いただけること
主体	<p>地方公共団体又は関係団体※¹による一括占有※²</p> <p>※¹ 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など</p> <p>※² 個別店舗ごとの申請はできません。 お住まいの市町村にご相談ください。</p>
場所	<p>道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所</p> <p>※ 歩道上においては、交通量が多い場所は<u>3.5m以上</u>、その他の場所は<u>2m以上</u>の歩行空間の確保が必要です。</p> <p>※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。</p>
占用料	免除 （施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
占用期間	令和5年3月31日まで

【お問合せ先】

長野県建設部道路管理課（026-235-7301）

佐久建設事務所（0267-82-8271） 佐久北部事務所（0267-63-3172）

上田建設事務所（0268-25-7164） 諏訪建設事務所（0266-57-2935）

伊那建設事務所（0265-76-6847） 飯田建設事務所（0265-53-0450）

木曾建設事務所（0264-25-2241） 松本建設事務所（0263-40-1963）

安曇野建設事務所（0263-72-8398） 大町建設事務所（0261-23-6533）

千曲建設事務所（026-273-5940） 須坂建設事務所（026-245-1671）

長野建設事務所（026-234-9539）

北信建設事務所中野事務所（0269-22-3138） 飯山事務所（0269-62-4111）